

地方公共団体との共同による放置船対策について

霞ヶ浦河川事務所 占用調整課 阿部 友和

1. はじめに

平成18年度プレジャーボート全国実態調査によれば、港湾、河川、漁港の三水域それぞれで放置船数は減少傾向にあるが、未だ全国では11万隻超の放置船が存在しているとのこと。当事務所管内においても舟溜まりなどの許可工作物を含めると約580隻あまり存在しており、その一部について、関係する地方公共団体と連携のもと放置船対策を講じた事例を紹介する。

2. 放置船による問題について

河川を適切に管理するにあたり、放置船（不法係留船）があることによる問題として以下があげられる。

- ・（治水上の問題）

適切に係留されていない船舶が出水時等に流出し、河川構造物等を損傷する二次災害を発生させる可能性。

- ・（利水上の問題、自然環境への影響）

沈船、廃船による油の流出などがおこる可能性。

- ・（占用許可を受けている者との不公平感）

適法に許可を受けて占用料を払っている係留者へ不公平感を与える可能性。

- ・（その他、警官及び航行の阻害など）



流出放置船が衝突した水門と引き上げの様子（底部の塗装が水門に付着している）

3. 放置船対策の経緯

関東地方整備局における放置船対策としては、平成10年1月27日付で「新たな不法係留船舶の状況把握について」が事務連絡により関係事務所長宛に通知されており、横浜市が先行しておこなった条例による強制移動を実施した船舶の

近傍河川への移動が予想されることから日常の監視体制を強め、状況把握に努めるようにとしている。

平成10年2月27日には「不法係留船対策の促進について」が通達され、不法係留船の数に対してマリーナ等の恒久的な係留・保管施設の建設は十分に進んでおらず、一挙に強制的な撤去措置を執ることが困難であるため、河川管理上の支障の程度に応じて計画的な対策を講じるようにとしている。(その後平成10年7月8日付で「計画的な不法係留船対策の促進について」が通知されている。)また、関係市町村に対しても周知を図るようにとの通知も合わせてされている。

平成26年3月31日には「河川法施行令等の一部改正による放置艇対策の推進について」が通達されており、レクリエーション活動が活発となったことによるプレジャーボートの増加に端を発した各地の河川、港湾、及び漁港の三水域の公共用水域に放置される船舶の多数発生による二次災害の発生への懸念から船舶等の放置等の禁止に係る改正が規定され、平成26年4月1日より施行されることとなった。

4. 小美玉市からの要望書の提出と協定書の締結までの経緯

平成30年6月1日付で地元住民からの要望を受けた小美玉市(小美玉市長名義)から霞ヶ浦河川事務所長宛に要望書(6箇所11艇の放置艇撤去)が提出される。

6月、要望書の対応について協議を行い、国と市の役割分担(撤去工事実施、費用負担、一時保管場所の確保など)について整理することとし、小美玉市からは費用負担の必要性を市議会へ説明を行うための費用見積もりを国で用意するように依頼を受けた。

本局水政課と打合せを行い、国が行う簡易代執行(所有者不明船舶対象)に対して市が協力するという形で進めるように方針を定める。

8月、放置艇撤去費用の見積もりを作成。

9月、市へ概算額を提出。放置艇の一時保管場所の候補地を用意することを依頼する。国と市それぞれの役割分担について協議を行う。(放置艇の処理方法、処理費用の支払方法などを整理)後日スケジュールを作成することとした。

12月、市で協力できる内容について提案があり、不法係留船の処分費用の一部負担、保管場所の提供、地元・地区漁協への通知(船舶所有者の照会)との提案。国と市それぞれの役割分担を定め協定書を締結することを協議。

2月、国で作成した協定書案を市へ提示。同月スケジュール案を提示。

3月、対象船舶の合同現地調査を実施。

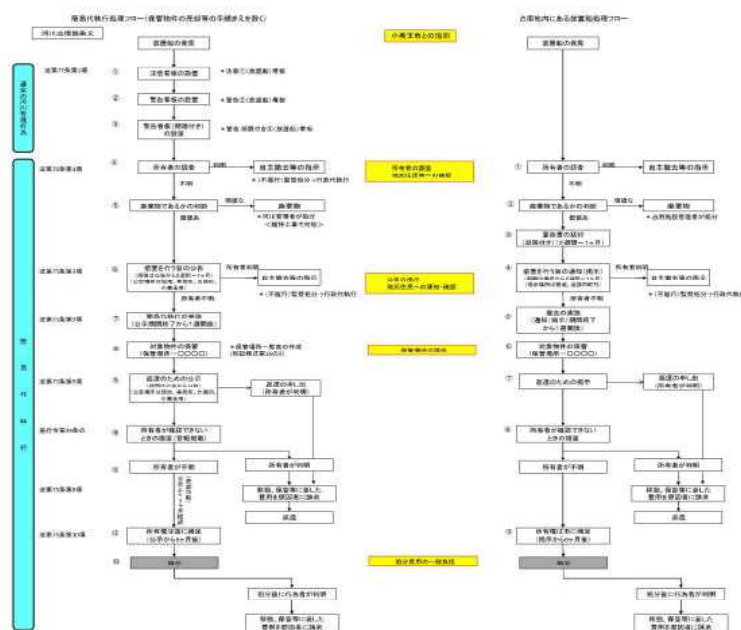
3月25日付にて協定書を締結。



3月合同現地調査の様子



放置艇の一時保管場所候補地



簡易代執行処理フロー

5. 協定を締結したことでのメリット・デメリットについて

メリット

- ・協定書を締結したことで国と自治体それぞれの役割が明確となり、その都度協議をおこなう必要がなくなり、スムーズに事を運ぶことができた。

デメリット

- ・協定書の項目にそぐわない突発的な事項に関しての対応が遅れる可能性があった。

6. 不法係留対策の今後の課題等

係留希望のある船舶に対して係留できる場所を確保すること。(許可工作物であ

る舟溜りなどの管理者に協力を依頼し、有効活用できないか検討する)

不法係留船舶の所有者を特定するための体制を確保し、特定した所有者に対する撤去指導おこなう。(船体番号の確認により漁船は都道府県、プレジャーボートは小型船舶機構へ照会することで速やかに所有者の特定ができる体制を整える。)

管内全体での不法係留をさせないための対策の整備。(自治体との情報共有や注意看板の設置など)

今回の件に関して言えば、始まりが自治体側からの要望書提出という形であったため自治体側が協力的であり、協定の締結に関してもスムーズに事が運んだことが比較的うまくいった要因となった。

7. まとめ

小美玉市とは今後スケジュール通りにことが進むよう連絡を密にし、問題が起こった場合は協力してことにあたることとし、今回の件が今後の不法係留船撤去に関するモデルケースとなるようにと考えております。